

# ネットワーク時代のビジネスモデル特許

## The impact of business model patent in Network Age

吉田武史, 小川泰正

Takeshi YOSHIDA, Yasumasa OGAWA

**Abstract:** Now the number of business model patent are increasing rapidly. This paper describe about business model patent. The business model patent has positive and negative influence. The positive influence is to monopolize the market. The negative influence is reducing chances to entry into a new market. Business model patent will be powerful weapon to business in the network age.

### 1 はじめに

最近, ビジネスモデル特許 (以下 BM 特許) に関する記事が新聞紙面上をにぎわしている。これはインターネットなどの普及により, 新たに確立されたビジネスの仕組みに対する特許である。

もともと特許とは, 新しいアイデアを考えた発明者の権利を保護する制度である。社会の発展と共に, 特許対象が移り変わり, 1997 年米国において, ある企業が行う投資信託のビジネスモデル (ビジネスの仕組み) を特許として認める判決が出た<sup>1</sup>。

この事件後, 多くの企業が BM 特許を取得し, インターネットを用いた電子商取引の分野では BM 特許が市場独占の手段として用いられている。しかし BM 特許による裁判, 実害も報告され, どのようなビジネスモデルを特許として認めるかが問題になっている。

### 2 ビジネスモデル特許とは

#### 2.1 特許対象の変化

特許になるためには, 自然法則を利用し, 新規性, 進歩性が認められることが条件となっている。そのため電卓などのハードが特許の対象であったが, ソフトの占める割合が増加しつつあった (Fig. 1)。

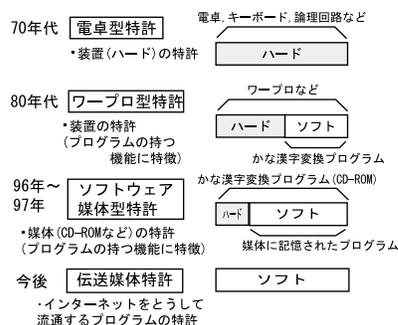


Fig. 1 特許対象の移り変わり

しかしインターネットの普及により, ネットワークとコンピュータの技術を用い, 従来できなかった仕組みのビジネスが実現可能となった。そのためビジネスの内部で用いられるプログラムなどのソフトの価値が認められ, それを特許の保護対象とする時代になった。

#### 2.2 ビジネスモデル特許とは

BM 特許が認められる直接の契機は, ステートストリート事件の判決で, 米国特許法 101 条<sup>2</sup>がビジネスモデルを含むと解釈されたためである。

従来, ビジネスのやり方や方式は自然法則を利用していないとして, 特許として認められなかった。しかし最近では情報システムを上手に活用して, 新しいビジネスを実現している。そのため, そのやり方や仕組みを保護する考えが主流になり, BM 特許が認められた。この背景にはコンピュータを自然法則の一種ととらえる発想と 2.1 節で述べたソフトを特許対象とする流れが考えられる。

BM 特許の意義は新規性, 進歩性があるビジネス応用システム (Fig. 2) の権利を守ることである。ビジネス

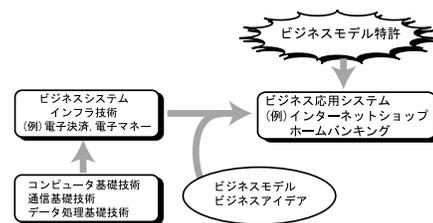


Fig. 2 ビジネスモデル特許の対象

応用システムとは, 多くの基礎研究が生み出したコンピュータやネットワークのインフラ技術を用いて, アイデアやビジネスモデルを実現したシステムである。

しかし BM 特許を取得することは, ビジネスモデルの他社利用を妨害し, ひとつのビジネス分野を独占する

<sup>1</sup> ステートストリート事件と呼ばれている

<sup>2</sup> 「何人であれ, 新規かつ有用な方法 (プロセス), 機械, 製造物, 物質の組成を発明あるいは発見したもの」

### 3 ビジネスモデル特許を用いたビジネス

#### 3.1 米プライスラインドットコム社の逆オークション

米プライスラインドットコム社(以下PL社)は逆オークションというシステムでBM特許を取得し、航空券販売の分野で業績をあげている<sup>1)</sup>。この特許は電子商取引に関するもので、オークションの逆の発想を利用している。買い手はPL社のサイトに商品の購入条件を送信し、PL社はその条件を売り手の企業などに伝える。それに対し、売り手側は条件に対する見積もりをPL社に伝え、そこからPL社が買い手の希望条件に合致するものを選択し、買い手に連絡する。

PL社はインターネットを用いたビジネス応用システムでBM特許をとった。このことで電子商取引の市場で高収益をあげ、BM特許の有効性を世界に示したのである。

#### 3.2 インターナショナルサイエンティック社によるインターネット時限課金システム

最近最も注目を浴びているBM特許が、日本インターナショナルサイエンティック社(以下IS社)によるインターネット時限課金システムである<sup>2)</sup>。大抵のインターネットビジネスでは、IDやパスワードを用いて個人を認証し、サービスを行っている。IS社はこの個人認証を行うためのシステムをBM特許として取得した。

そしてIS社はインターネットサービスプロバイダ(以下ISP)に対して、特許侵害の訴訟を起こした。一般にISPは、ユーザからのインターネット接続要求を受けると、認証技術を用いて、コンテンツを配信する。IS社はこのシステムの認証を行うビジネスモデルが特許侵害であると主張している(Fig. 3)。IS社の主張通りに、こ

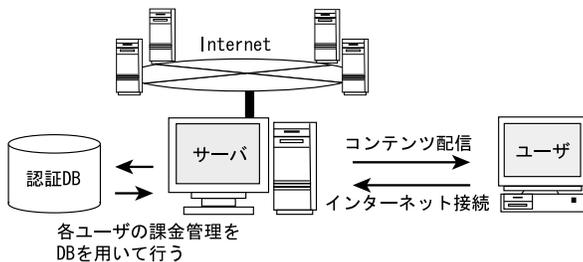


Fig. 3 ISPの課金管理システム

のBM特許を有効とするなら、ネットビジネスに不可欠な認証技術を利用するたびにライセンス料を払わなければならない、ISPを中心に反発が大きく出ている。現状としては、日本で取得した特許許諾の権利を米企業<sup>3)</sup>に移すなど非常に流動的で、今後の動きに注目が集まっている。

<sup>3)</sup>アメリカン ファイナンシャル インベストメント LLC 社

BM特許の主な問題点は以下の2点である。

- 既存のビジネス方法をソフトウェアに移すことだけで特許と認めるか  
3.1節で説明したPL社の逆オークション制度は実世界で既存のビジネス方法として存在していた。その仕組みをネット上で実現しただけで特許と認めるかという問題が生じている。
- 抽象的なものを特許と認めることができるか  
これまでの特許はハードが存在するものを保護していた。対してBM特許はソフトに認められた特許として認識されているが、あまりにも抽象的過ぎる。そのため、この特許が適用される範囲があまりにも大きくなり、いたるところで特許侵害が起きてしまう。その典型的な事例が3.2節である。

このような問題を含むBM特許であるが、世界各国でのBM特許取得数は増加しており、対策が不可欠となる。まずビジネスモデル関連の資料を集め、どの分野が特許侵害にあたるかを把握する必要がある。また3.2節のような問題が起きないように、特許が保護するビジネスモデル自体を明確に決めなくてはならない。

### 5 これからのビジネスモデル特許

インターネットをはじめとするネットワークの普及とコンピュータの性能向上、この二つがこれまでの時間、空間の概念を覆すビジネスを実現する情報システムを構築する。

しかし、情報システムが実現するビジネスに対しての社会の評価は、システム根幹のビジネスモデルによって大きく左右される。そのため新規性があり、有用なビジネスモデルの権利を保護するBM特許の出現は必然的なものと考えられる。

しかし特許対象が抽象的なため、新たなビジネスの創造を阻み、BM特許を武器としたビジネスがなりたっていることは、特許の意義の変化を示しているのではないだろうか。しかし、この変化自体が、時代が要求する社会発展の糧ならば、その時代を理解し、BM特許を用いたビジネスモデルを確立することが企業にとって生き残る道である。

### 参考文献

- 1) ビジネスモデル特許の衝撃『日経コンピュータ』(日経BP社、1999年9月)
- 2) インターナショナルサイエンティック社ホームページ (<http://www.luvnet.com/patent/>)